

総合サービス室

どうぞお気軽にご利用ください

役場の総合案内窓口です

町に住民登録のある方は窓口でパスポートの申請・受け取りができます!!

申請書は窓口にありますので必要な方はお申し出ください

- 申請書と申請書記入例をお持ち帰りいただき、後日、必要書類などと一緒に提出していただいても構いません。
- 窓口で記入・申請される方は、下記の書類などをご持参ください。

申請に必要な書類

- 戸籍謄本または戸籍抄本(申請日前6カ月以内に発行されたもの)
- ※有効期限内のパスポートをお持ちの方は、戸籍謄本・抄本の代わりにパスポートをお持ちください。
- パスポート用写真(不適當な写真の場合は、撮り直しをお願いします)
- 本人確認書類(原本で有効期限内のもの)
- 印鑑(訂正事項があった場合などに必要になります)

代理提出について

- 申請者本人の「申請に必要な書類」一式のほかに、代理人の方の本人確認書類(原本)と印鑑が必要です。
- 代理提出の場合でも、申請者の「本人確認書類」は必ず原本をお持ちください。
- 申請書の代理提出はできますが、パスポートの受け取りは代理人の方ではできません。

問い合わせ先/役場環境生活課総合サービス室 ☎ 4 8 2 - 2 9 3 4 (課直通)

臨時福祉給付金

子育て世帯臨時特例給付金

申請受け付け 間もなく終了!!

広報てしかが5月号・7月号でもお知らせしていましたが「臨時福祉給付金」「子育て世帯臨時特例給付金」の申請受付期間は、8月20日(水)までです。

期間を過ぎると受理されませんので、対象となる方は忘れずに申請してください。

▶支給対象者は次に該当する方です

①臨時福祉給付金

平成26年度分町民税が非課税の方(ただし、生活保護受給者と、ご自身を扶養している方が課税されている場合は対象外)1人につき10,000円(老齢基礎年金などの受給者には5,000円を加算)を給付。

②子育て世帯臨時特例給付金

平成26年1月分の児童手当・特例給付を受給し、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方に、対象児童1人につき10,000円を給付。

※申請は役場福祉こども課・川湯支所で受け付けています。

問い合わせ先/役場福祉こども課 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)

ご存じですか? 児童扶養手当 特別児童扶養手当

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図るために手当を支給する制度です。

受給資格者(手当を受ける資格のある方)

次の条件に当てはまる18歳到達後の最初の3月31日までの児童を扶養している父(母)や、父(母)に代わってその児童を養育している方に支給されます。児童が心身に中程度以上の障がいがある場合は、20歳未満まで手当が受けられます。

- ①父母が離婚した後、父(母)と生計を同じくしていない児童
- ②父(母)が死亡した児童
- ③父(母)が一定の障がいの状態にある児童
- ④父(母)の生死が明らかでない児童
- ⑤父(母)から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥父(母)が引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑦母が婚姻によらないで生まれた児童
- ⑧父(母)が裁判所からDV保護命令を受けた児童

手当の金額(月額)

- ▶児童1人の場合
全額支給/41,020円・一部支給/41,010~9,680円
- ▶児童2人以上の加算額
2人目/5,000円・3人目以降1人につき3,000円

特別児童扶養手当

身体や精神に障がいのある満20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図るための制度です。

身体や精神に障がい(1級・2級)のある児童の父、もしくは母、または父母に代わって児童を養育している方に手当が支給されます。



- ▶1級該当児童1人につき49,900円
- ▶2級該当児童1人につき33,230円

手当を受ける手続き

住所地の市町村で認定請求(関係書類を添付)の手続きをして、知事の認定を受けることにより支給されます。ただし、前年の所得が一定額以上の場合は、その年度(8月~翌年7月まで)は、手当の全部または一部が支給停止されます。また、対象児童が公的年金を受けることができたり、福祉施設に入所しているときなどは、手当が受けられない場合があります。※障害基礎年金に限り、子の加給と児童扶養手当を選択できる場合があります。

所得制限限度額

所得制限限度額は次のとおりとなります。(年によって変わる場合もあります)

扶養親族などの数	本人		孤児などの養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	19万円	19.2万円	23.6万円
1人	5.7	23.0	27.4
2人	9.5	26.8	31.2
3人	13.3	30.6	35.0
4人	17.1	34.4	38.8
5人	20.9	38.2	42.6

扶養親族などの数	所得額	
	受給者	配偶者および養育者
0人	459.6万円	628.7万円
1人	497.6	653.6
2人	535.6	674.9
3人	573.6	696.2
4人	611.6	717.5
5人	649.6	738.8

- 1 受給資格者の収入から給与所得控除などを控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上記の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定されます。
- 2 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族または特定扶養親族がある場合は、上記の額に次の額を加算。
 - (1)本人の場合
 - ①老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき10万円
 - ②特定扶養親族1人につき15万円
 - (2)孤児などの養育者、配偶者および扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき6万円
- 3 扶養親族等が6人以上の場合には、1人につき38万円(扶養親族などが2の場合にはそれぞれ加算)を加算した額

現況届を忘れずに!!

児童扶養手当を受けている方は8月1日(金)~29日(金)の間に現況届、特別児童扶養手当を受けている方は8月11日(月)~9月8日(月)の間に所得状況届を提出し、支給要件の審査を受けます。この届を提出しなければ、8月以降の手当は受けられません。

問い合わせ先 児童扶養手当について/役場福祉こども課児童福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)
特別児童扶養手当について/役場福祉こども課社会福祉係 ☎ 4 8 2 - 2 9 2 1 (課直通)